

職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日

- ①平成30年1月20日（土）
- ②平成30年2月3日（土）

2 所属の種別

高等学校

3 年齢

31歳

4 管理職，一般職の別

一般職

5 教育職員と教育職員以外の別

教育職員

6 事件・事故の概要

当該教職員は、平成30年1月20日、自身が顧問を務める部活動の指導中、部員1名の胸ぐらを掴んだもの。さらに、平成30年2月3日の部活動の指導中においても、部員1名の胸ぐらを掴んだもの。

また、当該教職員は、指導の際、部員に対し「虚弱」「使えない」といった発言のほか、「バカ」「アホ」「帰れ」といった言葉を語尾につけて指導するなど、不適切な発言を行っていた。

なお、本件は、部員が管理職に相談することで発覚した。

当該教職員は、「体罰の認識が足りなかった」「生徒の心を傷つけるような言葉だったとの自覚が足りなかった」などと述べている。

7 処分内容

懲戒処分として「減給1月」

8 処分年月日

平成30年7月12日